

## 村山市立地適正化計画に基づく行為の届出要項

令和2年3月26日施行

### 1. 居住誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第88条第1項）

#### （1）届出の対象となる行為

村山市立地適正化計画（令和2年3月26日公表、以下「計画」という。）に定める居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

##### ①開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの

##### ②建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して上記の住宅とする場合

#### （2）届出書類・提出部数

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行う。書類は2部ずつ作成し提出する。

##### ①開発行為の場合

- ・届出書（様式1）
- ・添付図書

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
（縮尺1,000分の1以上）

設計図（縮尺100分の1以上）

その他参考となる事項を記載した図書

##### ②建築等行為の場合

- ・届出書（様式2）
- ・添付図書

敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）

住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）

その他参考となる事項を記載した図書

##### ③上記2つの届出内容を変更する場合

- ・届出書（様式3）
- ・添付図書（上記のそれぞれの場合と同様）

## 2. 都市機能誘導区域外における事前届出（都市再生特別措置法第108条第1項）

### （1）届出の対象となる行為

計画に定める都市機能誘導区域外の区域で、別表に定める誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

#### ①開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### ②開発行為以外

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

### （2）届出書類・提出部数

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行う。書類は2部ずつ作成し提出する。

#### ①開発行為の場合

- ・届出書（様式4）
- ・添付図書

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）

設計図（縮尺100分の1以上）

その他参考となる事項を記載した図書

#### ②開発行為以外の場合

- ・届出書（様式5）
- ・添付図書

敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）

住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）

その他参考となる事項を記載した図書

#### ③上記2つの届出内容を変更する場合

- ・届出書（様式6）
- ・添付図書（上記のそれぞれの場合と同様）

## 3. 都市機能誘導区域内における事前届出（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

### （1）届出の対象となる行為

計画に定める都市機能誘導区域内の区域で、別表に定める誘導施設を対象に施設の休廃止を行おうとする者は、市に届出を行わなければならない。

#### ①誘導施設を休廃止する場合

・届出書（様式7）

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する  
（縮尺1,000分の1以上）

その他参考となる事項を記載した図書

4. 届出の時期

1. 及び2. に定める事前届出は、行為に着手する日の30日前までに行うものとする。都市再生特別措置法第128条の経過措置として令和2年4月30日以前の行為に着手するものについては、届出を必要としない。

別表

|                   |  |
|-------------------|--|
| 商業施設              | ⇒大規模小売店舗 <sup>※</sup> で生鮮食料品・日用品を扱う施設<br>※大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される施設（店舗面積1,000㎡以上の小売店等）  |
| 医療施設              | ⇒診療所 <sup>※</sup> で内科、外科及び小児科を診療科目とする施設<br>※医療法第1条の5第2項に規定される施設（19床以下または病床がない施設）   |
| 高齢者福祉<br>(介護福祉)施設 | ⇒通所型施設 <sup>※</sup> 、保健・福祉サービスの情報提供や介護の相談・指導の場となる施設、運動機能向上に取り組むことのできる施設 <sup>※</sup><br>※「通所型施設」は、老人福祉法第5条の3に規定される施設のうち、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター<br>※「運動機能向上に取り組むことのできる施設」は、トレーニング・フィットネス等の機能を有し、高齢者の運動機能の維持・向上、健康増進に資する施設 |
| 子育て施設             | ⇒以下の子育て施設<br>○児童福祉法第39条第1項に規定される保育所<br>○学校教育法第1条に規定される幼稚園<br>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定される認定こども園<br>○児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に関する施設（小規模保育事業所）  |
| 金融機関              | ⇒以下の金融機関<br>○銀行法第2条に規定される銀行<br>○中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定される信用組合<br>○労働金庫法に基づく金庫<br>○日本郵便株式会社法第2条第4項に規定される郵便局   |
| 複合施設              | ⇒以下の機能を有する施設<br>○文化芸術・生涯学習・イベント等の市民活動に対応したコミュニティ・交流機能<br>○健康づくり・スポーツ活動等に対応した体育機能<br>○市内事業者の活動発展に資するコワーキング機能・インキュベーション機能等のオフィス機能<br>○上記の誘導施設として位置づける機能を併せもつ複合施設   |